

令和6年4月以降のコロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについて

○令和6年4月以降、コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについては、「接種日」「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なります。

救済の請求日は、令和6年4月1日以降ですか

いいえ

はい

救済を求める原因となった接種の接種日は、令和6年4月1日以降ですか

いいえ

はい

救済を求める原因となった接種の接種は、定期接種として行われたものですか

※コロナワクチンの定期接種（令和6年4月以降）：以下の者に対し、毎年秋冬に1回その年のウイルス株に対応するワクチンを用いて市町村が実施するものをいう

①65歳以上

②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

すなわち
定期接種
対象者

はい

いいえ

予防接種健康被害救済制度の「臨時接種及びA類疾病の定期接種」として接種当時の市町村に請求

予防接種健康被害救済制度の「B類疾病の定期接種」として接種当時の市町村に請求

医薬品副作用被害救済制度で独立行政法人医薬品医療機器総合機構に請求